

# 現代の会計情報における原価計算の 再検討の必要性

萩野雅司

## 目 次

1. 会計の職能と会計情報の性格
2. インフレーション時の会計
3. インフレーション時の資産項目と原価計算の再検討
4. 予測情報と原価計算の再検討

## 1. 会計の職能と会計情報の性格

企業会計は、人間社会の経済的活動の分野で必然的に生じてきた計算構造の理論であり、人間社会の行動を扱った科学の一分野である。科学は大別して、自然科学と社会科学とに分類される場合があるが、自然界の諸現象を経験対象とする自然科学の研究は因果論的な方法を用いることによって行われる。ところが人間社会の諸現象を経験対象とする社会科学においては、人間の社会的諸現象が人間の意思にもとづくものであるために、それは多分に主観的であり、したがって社会科学の研究は目的論的方法を用いることによって行われることになる。けだし、人間の行為には、ある一定の目的が伴うものであり、その目的にしたがって行動するからである。それゆえ、社会科学はその時代の推移によって、あるいはその民族の相違などによって考え方方が異なることは当然なことである。原価計算も、その発展の過程が明らかにするように、その時代時代の要請に応じて変化し、発

## 現代の会計情報における原価計算の再検討の必要性

展してきた。たとえば、初期の原価計算においては、原価の中に含められる原価要素は素価のみであったが、その後産業革命によって生産手段が手工業から機械工業に移ることにより生産量が増加し、それに伴って工場関係の経費も増加し、製造間接費を製品製造原価の中に加えるようになった過程は、産業社会の変遷によって原価計算の方法に変化をもたらしたものとみてよいであろう。

企業会計においても、もちろん原価計算においても社会科学の特質がそのまま嵌るであろう。それでは、企業会計それ自体が有する存在意義、企業会計が人間社会に対していかなる役割を果たさねばならないか。もちろん、企業会計の一環としての原価計算も人間社会の経済的諸活動において、ある一定の目的に従って生じてきたのであり、原価計算が存在する意義、原価計算が人間社会に対して果すべき役割というものも存在する。人間社会が企業会計あるいは原価計算を必要としたもの、この問題については、中世のイタリアで考え出された複式簿記の方法にしても、パチョーリよりも古く、13世紀頃すでに存在していたといわれる韓国固有の簿記法「四介松都治簿法」<sup>(1)</sup> にしても、わが国固有の会計帳簿である「大福帳」にしても、その他諸外国に存在したであろう固有の簿記法が、それぞれの民族間で必要としたであろう理由については大方一致するものと思われる。

企業会計が社会や企業自身のために果たさなければならない役割、これを会計職能と呼んでいるが、会計職能についてペイトンは、企業会計には本質的な職能 (primary function) があり、それは経済的活動の管理 (administration of economic activity) を促進するために二つの局面を有するものとして、次のような測定の職能と伝達の職能とを挙げている<sup>(2)</sup>。

- (1) 経済的資料を測定 (measuring) し、列挙する (arraying) こと。
- (2) その過程の結果 (results of this process) を利害者集団 (interested parties) に伝達する (communicating) こと。

わが国において、黒沢清博士は次のように会計職能として果たすべき機能を三つ挙げている<sup>(3)</sup>。

- (1) 測定機能

## 現代の会計情報における原価計算の再検討の必要性

### (2) 伝達機能

### (3) 管理機能

以上のような会計職能論から、企業会計が社会に対して果たすべき役割として、測定、伝達、保全等の機能に要約することができる。したがって、企業会計は会計情報を必要とする個人または集団のために必要な情報を測定し、伝達するための理論であるといえる。会計情報の提供を受ける利害関係者としては、株主、債権者、従業員、取引先、一般消費者、国家、監督官庁、租税当局、地域住民などを考えられる。これら企業を取り巻く利害関係者に対し、わが国企業会計原則は「企業会計は、財務諸表によって、利害関係者に対し、必要な会計事実を明瞭に表示し、企業の状況に関する判断を誤らせないようにしなければならない」（一般原則四）ことを規定し、さらに「株主総会提出のため、信用目的のため、租税目的のため等種々の目的のために異なる形式の財務諸表を作成する必要がある場合、それらの内容は、信頼しうる会計記録に基づいて作成されたものであって、政策の考慮のために事実の真実な表示をゆがめてはならない」（一般原則七）と規定している。

ここで、企業会計は利害関係者に対し必要な会計事実」を明瞭に表示しなければならないことになるが、その利害関係者が必要とする会計事実とは何であろうか。財務諸表は株主総会提出のため、信用目的のため、租税目的のため等種々の目的のために作成される。このことは、各利害関係者において、それぞれ必要とする会計事実が存在するからである。そのために「企業会計原則」は利害関係者間の利害を調整するための役割を果たすものと言われている。しかし、実際に財務諸表を作成するに際し、株主総会提出のため、信用目的のため、租税目的のため等種々の目的のために、それぞれ異なる財務諸表が作成される必要性が存在するであろうか。確かに株主総会提出のため、信用目的のため、租税目的のため等種々の目的のためにそれぞれに適した財務諸表を作成することは理想であろう。しかし、それぞれの目的に適する財務諸表を作成することについて、番場嘉一郎博士は次のように述べておられる。「企業の会計情報は、得意先、政府機関、従

## 現代の会計情報における原価計算の再検討の必要性

業員、労組、一般公衆などからも要求されるのであるが、政府機関の場合を除けば、これらグループがいかなる目的から会計情報を必要とするかを考慮して、投資家に対するものとは別な会計報告を提供することは実際上ない。」<sup>(4)</sup>このように、企業からの会計情報を受けた側として各種の利害関係者が考えられるが、今日は、投資家を中心に考えられているようである。さらに、AAA会計原則においても株主グループに重点を置いた会計情報について次のように述べている。「短期的債権者および行政機関は典型的には自分の目的にとくに適した情報を要求する力を備えているという事実、および上掲の他の利害当事者が情報に関して基本的に要求するものには重要な相違点は存在しないという事実に照らしてみると、伝統的に株主グループの要求に重点をおいてきてることは健全と思われる」<sup>(5)</sup>。以上の文言にもみられるように、AAAは利害当事者が情報に関して基本的に要求するものには重要な相違点は存在しないということを事実として、株主グループの要求に重点を置いた会計情報を健全なものとみなしている。

以上の考察において、企業を取り巻く利害関係者には種々の集団を挙げることができると、今日の企業会計はそれら各種の利害関係者の中でも特に投資家・株主グループに重点を置いた会計情報が作成されているようである。そのような投資家グループが要求する会計情報は、投資家にとって企業の将来に対する収益力を判断するために有益なる資料となる。「投資家は将来において会社がいかに業績をあげるか (how well a company will do) を予測する出発点 (starting point) として、過去に会社がいかに実行してきたか (how well a company has performed) を知ることを望んでいるから、貸借対照表は無視され損益計算書と一株当たりの利益 (earnings per share) が強調されることになる」<sup>(6)</sup>というように、投資家グループは将来の収益性が予測できるような会計情報を必要としている。そして「もし、会計情報が意思決定者 (decision maker) にとって根本的有益性 (primary usefulness) を有するためには、それは相当程度の未来の方向づけ (a larger degree of future orientation) を有していなければならない」<sup>(7)</sup>。さらに「未来の方向づけが、意思決定目的の根本的要件 (prime requisite) である。

## 現代の会計情報における原価計算の再検討の必要性

ならば、報告目的のための資料 (data for reporting purposes) は、この必要条件 (requirement) を認めなければならない。その場合、その目的に対して歴史的原価資料 (historical-cost data) よりもカレント・コスト資料 (current-cost data) の方が未来の方向づけの要求 (future orientation requirement) を満たすよりベターな機能 (job) を果たす<sup>(8)</sup>のである。このように「すべての経済的意思決定は未来に向けられている」<sup>(9)</sup>といわれているが、その目的を達成する手段として「過去と現在を見て未来に対処」<sup>(10)</sup>しなければならず、そのためにはカレントな会計情報が要求されるようになったものと思われる。

そこで現代の企業会計における会計情報の問題点として、次の二点を指摘することができる。

- (1) インフレーション時の会計のあり方
- (2) 予測情報の開示に関する検討

まず、第1の点についてであるが、K.E. フリードリッヒによると、現代の企業会計は、原価原則 (cost principle) に基づいており、その理論の根底にある正当化および仮定 (the justifications and assumptions) として、次のようなことが考えられるとしている。「ドルは測定の安定した貨幣単位 (stable monetary unit of measure) であり、企業実体はゴーイングコンサーンとみなされ、現金または現金等価物 (cash or cash equivalents) で測定された資産の購入価額は、客観的 (objective) であり、立証可能な統計 (verifiable statistic) である」<sup>(11)</sup>。しかし、現代の経済社会において、これらの正当化および仮定はそのまま用いても矛盾はないものであろう。フリードリッヒは、「ドルは測定の安定した貨幣単位である」という仮定に対し、次のような例によって、その正当化に疑問を投げかけている。つまり「消費者物価指数 (the Consumer Price Index) によって測定した物価上昇の年間率 (annual rate of inflation) は、1946年から1972年までの期間の平均が3%であったが、最近の3年間 (1969, 1970, 1971) の年間率は約6%であった。そして、1973年8月31日に終る3カ月間 (three months ended) の米国における季節的に調整した物価上昇の年間率 (seasonably adjusted

## 現代の会計情報における原価計算の再検討の必要性

annual rate of inflation) は11.4%である」<sup>(12)</sup>。また、ゴーイングコンサーンに對しては「合併 (mergers) や取得 (現金や株式の代りに会社を公然と売却すること。 outright sales of corporation for stock or cash), 財産管理 (receivernesships), 倒産 (bankruptcies), その他会社更生 (reorganization) など、かなりの活動 (enough activity) が行われているので、現在価値 (current value) の開示が正当化される」<sup>(13)</sup>。以上のような理由によって、現代の企業会計における会計情報は、歴史的原価による会計情報よりも、カレントコストによる会計情報の方が、企業会計本来の目的を満たすものと考えられる。

現代の企業会計における会計情報の問題点の第2については、最近、特に米国において予測情報の開示についての要求が高まってきていることである。フロイド、A. ピームスは、「多くの会計士や財務分析者 (financial analysis) などは、予測利益 (profit forecasts) を含んだ財務諸表に拡張すべきことを主張 (advocate) している」<sup>(14)</sup>という事実に基づいて、「財務諸表の利用者のすべてにとって公平 (fairness) なことは、期待将来利益 (expected future earnings) を公に開示することが必要である」<sup>(15)</sup>と述べている。また、米国公認会計士協会は「財務諸表の目的 (Objective of Financial Statements)<sup>(16)</sup>において次のように述べている。「財務諸表の目的の一つは、未来予測に有用な情報を提供することである」。そして「利用者の未来予測を改善するならば、予測データは公表されなければならない」というように、米国公認会計士協会は、財務諸表の目的の一つとして予測情報の必要性を明確にしている。このような米国での動向は、従来、予測情報の開示を禁止してきた米国証券取引委員会 (SEC) の考え方へ変化が生じて、開示することを許容する方向を示したことによるといわれている。

以上のように、現代の産業社会において検討を迫られている会計情報に関する問題は、インフレーション時に企業会計は如何にあるべきかという問題と、予測情報の開示を如何に実施すべきかという二つの問題に要約できると思う。これらの問題は財務会計の分野でのみ検討されるべき問題ではなく、当然に原価計算の分野においても財務会計と同様に検討がなされなければならない。けだし、原価

## 現代の会計情報における原価計算の再検討の必要性

計算において得られた数値は、当然に損益計算書や貸借対照表にも影響してくるからである。以下、インフレーション時の会計および予測情報の開示について、その問題点を明らかにし、つづいてこれらの諸問題が原価計算の分野に如何なる問題を提起させうる可能性があるのかということについて、現代会計情報における原価計算の再検討の必要性を指摘してゆきたいと思う。

### 2. インフレーション時の会計

現代の企業会計は原価主義に基づいているが、今日のように貨幣価値の変動の激しい経済社会においては、「貨幣価値不変の公準」は疑問視されてきている。

K. グプタは彼の著 “Contemporary Auditing” の中の「監査における未来指向 (Future trends in Auditing)」の章で、インフレーション時の会計について述べている。彼の主張を要約すると次の通りである<sup>(17)</sup>。すなわち、これまでの会計士達は、ルピー<sup>(18)</sup>、ドル、ポンドなどの貨幣単位 (monetary units) で企業の取引 (business transactions) を測定してきた。しかし、このような測定の基準ではそれら貨幣価値自体が変動しており、不安定 (unstable) である。たとえば、1939年に1ルピーで購入した品物が1976年には10ルピーでも購入することができない。貨幣価値は、今日、世界中で激しく変動しており、会計において測定したものの不稳定性 (instability) は財務諸表を歪めることになる。そこでグプタは原価の側面と純利益の測面とのそれぞれにおいて、次のような不合理 (irrational) を指摘している。

- (1) まず第一に異なる時点 (different points of time) で購入した各種の資産の取得原価 (costs of the various assets purchased) を合計することは不合理である。それは、それぞれの時点 (all such points) におけるルピーの価値が同一でないからである。1963年に100ルピーで購入したテーブルと同じテーブルを1974年に250ルピーで購入し、これら2つのテーブルのルピー額を合算することは論理的 (logical) ではない。仮りに2つのテーブルのル

## 現代の会計情報における原価計算の再検討の必要性

ルピー額を合算したなら、350ルピーという合計額は、1963年のルピー額だけではなく、1976年のルピー額のどちらにおいても2つのテーブルの価値をも反映(reflect)しないであろう。

- (2) つぎに、インフレーションの間は、損益勘定(profit and loss account)において示される純利益の額(the figure of net profit)は過大表示(exaggerating)になってしまふ。これは現在の方法を用いるからであって、減価償却の規定(depreciation provisions)は不適当(inadequate)であり、また期末在庫はインフレーションのために高い数値(higher figure)で評価されることになる。

さらにグータは、現代の企業会計は固定資産を取替価値(replacement value)で計算していないために減価償却費(depreciation charge)は適切なものではないと述べ、次のような例によって示している。たとえば、仮りに1965年に30,000ルピーで製粉機(milling machine)を購入し、その機械の耐用年数(life)が10年で、その残存価額(scrap value)が1,500ルピーとする。その場合1975年までの減価償却費合計は28,500ルピーになる。しかしながら、その間にインフレーションがあったためにその合計額は、新しい製粉機を購入するのに全く不適切なものとなる。たとえば、1975年に新しい製粉機の原価が48,500ルピーであったなら、1965年～1975年の間にこの製粉機の減価償却引当金(provision for depreciation)は20,000ルピーが不足することになる。もちろん「減価償却は費用の計上、利益の減額を意味する」<sup>(19)</sup>ことは当然であるが、インフレーション時において取得原価を基準に減価償却を行った場合、貨幣価値の下落に伴なって減価償却費が過少に表示されることになる。減価償却費が過少に計上されるということは、近代的生産工場において生産される製品の原価がその分だけ安く原価計算されることになる。製品の製造原価が実体よりも安いということは売上原価の過少計上によって利益の過大計上ということに結びつく。その結果「租税、配当等として企業外へ流出していくものの源泉」<sup>(20)</sup>を増加させることになり、企業自体の維持を危ういものにしてしまう。そこでインフレーション時には莫大な設備を有する近代的

## 現代の会計情報における原価計算の再検討の必要性

製造工場において使用されているその設備の減価償却費に対して取替原価を基礎にして算出するならば、取得原価に基づいて算出した場合よりもより合理的な原価計算になるであろう。しかし、諸設備の減価償却費を取替原価によって算出し、これを製品原価の中に組み入れるためには、期首において諸設備の期末時取替原価を予測しなければならないという問題が生ずる。期首において期末時の設備の取替原価を予測することによって、予定配賦率を通じ製品の製造原価の中に含めることができるなら、より適正な損益を計上することができるであろう。グプタも言うように、インフレーション期に企業が示した利益は過大 (*over-stated*) であり、またそれは固定資産を損わず、そのまま維持 (*maintaining the capital assets intact*) した後の企業活動 (*business activities*) からの剩余 (*surpluses*) を意味していないのである。かくて、インフレーションは架空の利益 (*illusory profits*) を生み出すことになる。そして、英国のインフレーションの状況を簡単に例示し、インフレーション期の会計方法として、現在購入力法 (*current purchasing power method, CPP*) とカレントコスト会計 (*current cost accounting method, CCA*) とを紹介している。つぎに OPP と CCA について、グプタの著書によって簡単に要約する。

グプタによると、CPP は伝統的な会計における貨幣の一般的購買力 (*general purchasing power of money*) によって変動の影響を除去することにより、財務諸表の調整を要求する (*seeks to adjust the financial statements*) ものであるという。1974年に英国の会計専門家団体 (*professional bodies of accountants*) が、CPP に関するステートメントを発表し<sup>(21)</sup>、期末時点におけるポンド価値に関する財務諸表の細目を示した付属明細表 (*supplementary statements*) を作成し公表することを勧告した。一般物価指数 (*general price index*) は、全体として貨幣の購買力における変動に対し、最良の指標 (*best indication*) となるものであるから、その目的のために一般物価指数を用いるという。

かくて、歴史的ポンドの価値 (*value in historical pounds*) は、期末には購買力額に代えられるわけであるが、その場合の方法には二通り考えられるという。

### 現代の会計情報における原価計算の再検討の必要性

その一つは期末時点の一般物価水準 (general price level) で表示する方法であり、他は取引日 (date of the transaction) 時点における一般物価水準で表示する方法とである。さらに一般物価水準で表示するための算定方法として、次のような例を示している。たとえば、1970年10月1日に10,000ルピーである資産を購入したとする。そこで1973年9月30日の現在購買力のルピー額 (rupees of current purchasing power) を算出するには、1973年9月30日の指數を掛けて、1970年10月1日の指數で割ることによって得られる。この方法で1973年9月30日の現在額 (current rupees) は Rs. 13,900 ( $10,000 \times 253 \div 182$ ) と算出されるわけである。

以上のような CPP の方法に対し、CCA がサンディランズ委員会によって提唱された<sup>(22)</sup>。グータによると、同委員会の報告書では CPP において用いる一般物価指数によった場合には誤った会計情報を提供することになるという。そして貸借対照表は「企業にとっての価値 (value to the business)」を示すべきであるとしている。それゆえに、企業の各種の有形資産 (tangible assets) を時価で示すために別々の指數 (separate indices) が明らかにされねばならない。サンディランズ委員会によると、その期間に消費した資産の価値を企業に対しチャージした後に操業利益 (operating profit) を算定すべきであるとしている。さらに保有利得 (holding gains, つまり資産の取得原価と時価との差額) は、利益とは別に分類して示すべきであると述べている。そして、損益勘定 (profit and loss account) の調整については、売上原価勘定の調整と期末時点の固定資産に対する減価償却費の調整とを挙げている。

ところで、いかなる負債の歴史的金額 (historic amount) をも修正する必要はないという。また、故佐藤孝一博士も負債項目の評価についてその不必要性を次のように説いている。「負債は元来、経済価値を他に給付すべき一切の義務すなわち企業が債権者に対して負担する金額で契約された支払義務であり、法律上の金銭債務に大体該当する。従ってそれは一旦当事者間の契約においてその債務額が確定されている限りは、たとえいかなる貨幣価値の変動（インフレやデフレ）

### 現代の会計情報における原価計算の再検討の必要性

があろうとも、その債務額は変動することなく、当初の確定額をもって決済されるべきものである。それ故に負債は（在外負債の如きものは別として）、長期短期の別を問わず、又その種類の如何に関係なく単に契約金額を計算すればそれで十分であり、従って評価の問題は通常発生する余地がない。」<sup>(23)</sup> つまり、負債は契約によってその負債額が確定しており、いかなる貨幣価値の変動があろうとも、当初の確定額をもって決済されるが故に評価の必要性がないということである。負債は一旦その金額が確定してしまえば、ある一定の契約期間において、その金額を修正する必要がないということである。しかし、それならば資産についても特に有形固定資産を購入した場合、インフレーション期には過少な減価償却費の計上による過大な利益を計上することになる結果、租税や配当等の名目で企業外に流出することになる。またインフレーション期には、固定資産の耐用年数が到来しても同じ金額で新たに同じ固定資産を取得することは困難である。同様なことは、負債項目についてもいえることである。たとえば、一年前に借り入れた100万円の資金は、営業活動の過程で年に何度も回転する度ごとに新たな貨幣価値でインフレーションの進行と共に膨張し、実質的にたとえば120万円程になっていたとしても、その返済は当初の約定額たる100万円で済んでしまうことになる。その結果その差額の20万円は売上原価または諸費用項目の過少計上によって、それに相当する金額部分が利益の中に含められて示されることになる。

### 3. インフレーション時の資産項目と原価計算の再検討

つぎに、インフレーション時の財務諸表について、特に貸借対照表資産の部の各資産項目に具体的な検討を加えた K. E. フリードリッヒの論文を中心に検討し、原価計算における問題点を述べることとする。彼の論文 “Inflation and Financial Reporting”<sup>(24)</sup> の大部分は貸借対照表に関して占められている。僅かな紙幅の中で述べられている損益計算書についての部分で「原価原則 (cost principle)」にもとづいて作成された損益計算書は、現在の価格水準 (current price level) に

### 現代の会計情報における原価計算の再検討の必要性

基づいた収益額 (revenue dollars)に、異った購買力水準 (different purchasing power level) のドル額に基づいた費用、特に減価償却および売上原価の一部分 (some extent cost of goods sold) を対応させた結果のものである。」という理由によって、彼は価格水準損益計算書 (price-level income statement), および取替原価に修正した損益計算書とを提案しているのであるが、彼はそれが警告する方策 (monitoring device) として効果的であるか否かについて疑問を投げかけ、彼自ら「簡単ではない (not a simple one)」と結論づけている。そこで彼は、損益計算書の作成のために原価原則を固守 (adherence) することは奨励される (encouraged) けれども、混同や誤解を避けるために現代会計がもとづくところの原価原則によって作成された損益計算書においては、本体または却注の部分に (in the body of the statement or in a footnote) 次のような言葉を明瞭に記載すべきことを提案している。

「収益 (revenues) は顧客に対する勘定書 (bill) の額で決められ、費用は実際に負担した原価で (at actual cost incurred) 記録されている。減価償却費 (depreciation expense) および他の資産の消費額 (other assets consumed) については、現在の価格水準に基づいた費用 (expenses based on current price levels) を反映するものではない。」

ところで、フリードリッヒの論文の大部分を占めている貸借対照表において述べられている項目は資産の部についてのみである。彼によれば貸借対照表とは「資産の一覧表 (list of assets)」であり、またその資産は「現金、受取勘定、市場性ある有価証券を除くと、原価の残余 (cost residuals)」であり、「未来の用役潜在性 (future service potential)」を有するが故に次期へ繰越されるのであるという。そして、これらの資産は貸借対照表において歴史的原価の欄の他に「現在価値 (current value)」の欄を設けて、各資産のそれぞれに原価と現在価値とを記載することを提案している。この場合の現在価値は、各資産ごとに市場

## 現代の会計情報における原価計算の再検討の必要性

価値 (market values), 現在の取替原価 (current replacement cost), 鑑定価値 (appraisal values), 保険価値 (insurance values), 査定価値 (assessment value)などの結合として与えられるものである。しかし、これらの現在価値は財政状態に関する適切なる情報 (relevant information) を提供することにあるのであって、貸借対照表や損益計算書などの数値 (figure) を修正するものでないことを強調している。

つぎに、各資産項目の現在価値に関する、K. E. フリードリッヒの考え方を要約する。

### (1) 当座資産 (current assets)

現金および受取勘定 (accounts receivable) は、それぞれ定まったドル額 (stated dollar amount) や正味実現可能額 (net realizable dollar value) で報告されるところから、当座資産は現在価値を正しく反映している。したがって、財務諸表の利用者によって誤解 (misunderstanding) されるようなことはほとんどない。なお、市場性ある有価証券については、現在の市場価値 (current market value) は現在価値欄 (current value column) に示すべきである。

### (2) 棚卸資産 (inventories)

現在の経済においては、価格が上昇 (rising prices) しているので、誤った記述 (miss-statement) は、とくに後入先出法 (LIFO) の下においてである。各種の原価法 (various cost-flow methods) は棚卸資産の現在価値および流動資産の現在価値をゆがめてしまう。そして、所得決定 (income determination) や課税報告目的 (tax reporting purposes) のために原価法を用いることにはかわりなく、現在価値欄に現在の取替原価が示されるべきである。

### (3) 前払費用 (prepaid expenses)

前払費用には保険保証 (insurance coverage), リース (leases), その他の費用の前払 (prepayments) を含める。もし、料金が後に改訂された (gone up or down) なら、その時はそのような取替原価 (replacement cost) は現在価値欄に示されるべきである。

## 現代の会計情報における原価計算の再検討の必要性

### (4) 投資 (investments)

この資産は企業が長期に保有し、即座の売却に関心 (interest) を持たないために原価で記載する。市場価格 (market price) は客観的 (objective) で検証可能な統計値 (verifiable statistic) であり、これを貸借対照表の現在価値欄に含めるべきである。

### (5) 工場および設備 (plant and equipment)

これはインフレーションが現在価値の最も誤った表示 (misstatement) をさせられる一領域 (one area) である。1967年以来、消費者物価指数 (the Consumer Price Index) は 35.1% 上昇したが、25 年前から今日でも財務諸表の利用者は目的適合的な情報 (relevant information) の提供を受けていない。減価償却累計額 (accumulated depreciation) を控除した歴史的原価として報告される固定資産は、異った価格水準 (different price levels) の合計額である。固定資産についてのよりよい情報 (more information) を開示するために固定資産の購入時点に従って、5~10年の範囲でグループ化した附属明細表 (supplementary schedule) を貸借対照表とともに含めるべきである。固定資産の購入点を10年ごとに区切って作成するとその明細表は次のようになる。

固定資産の財政状態 (financial condition) の報告に用いられる「価値」のうち保険価値 (insurance value)、固定資産税査定額 (real estate tax assessments)

SCHEDULE OF FIXED ASSETS								
Period of purchase	Buildings				Equipment			
	Land Cost	Cost	Accumulated depreciation	Net book value	Cost	Accumulated depreciation	Net book value	
Prior to 1900	\$ 5,000	\$ 20,000	\$ 20,000	\$ —	\$ —	\$ —	\$ —	
1901-1910	—	—	—	—	—	—	—	—
1911-1920	10,000	60,000	60,000	—	2,000	2,000	—	—
1921-1930	—	—	—	—	—	—	—	—
1931-1940	20,000	—	—	—	—	—	—	—
1941-1950	—	200,000	120,000	80,000	30,000	30,000	—	—
1951-1960	40,000	200,000	70,000	130,000	20,000	10,000	10,000	10,000
1961-1970	210,000	120,000	30,000	90,000	60,000	6,000	54,000	54,000
1971-Present	—	—	—	—	85,000	2,000	86,000	86,000
	\$100,000	\$600,000	\$300,000	\$300,000	\$200,000	\$ 50,000	\$150,000	

現代の会計情報における原価計算の再検討の必要性  
および鑑定価値 (appraisal value) を挙げている。

**保険価値** 保険補償の金額水準 (dollar level of insurance coverage) は現在価値にもとづいた正確な統計値 (accurate statistic) でないかも知れないが、それは独立した取引において二つ当事者 (two parties) によって到達された価値の尺度である。つまり、一方の当事者は補償に対して危険にさらされたこと (to be exposed) に同意した保険会社であり、他の当事者は損失の危険を償ってもらうための保険料 (premium) を支払うことに同意した企業である。

**査定価値** これは租税目的のために、自治体 (municipalities) によってなされる固定資産の評価 (real estate valuation) である。査定価値については、その基準として原価を用いる州もあれば、全価値の百分率 (percentages of full value) を用いる州もある。しかし、多くの州では公平な評価 (equalized valuation) に向って努力している。査定人および企業という両当事者間の取引を示す査定額は通常の再調査 (review) や上訴 (appeal) の過程を経た後に税金支払いの基礎となる。

**鑑定価値** 鑑定価値とは、独立の鑑定会社 (independent appraisal firm) が2～3年ごとに鑑定を遂行した結果の数値である。

以上のように、貸借対照表資産の部は原価の外に「現在価値」として保険価値、固定資産税の査定額、不動産仲介人 (real estate broker) による鑑定額の三つの価値を挙げ、このような現在価値を用いて貸借対照表を作成することは財務諸表の利用者を混同させることになるかもしれないが、多くの人々にはこれら四つの評価が一致しないことはよく知れわたっている。

#### (6) 無形資産 (intangibles)

無形資産は将来の用役潜在性 (future service potential) を有しないということが合理的に決定された時に、それらの資産は完全に償却 (be written off) されるべきである。実務において通常このようなことを実施 (realization) するのは、稼得 (earnings) がより以上の負担を維持できなくなった時である。インフレーションの影響は無形資産に関して報告される歴史的原価の価値に明確に影響

現代の会計情報における原価計算の再検討の必要性

**ABC COMPANY BALANCE SHEET**

Assets	Cost	Current value
<b>Current assets</b>		
Cash	\$ 500,000	\$ 500,000
Accounts receivable	\$300,000	
Less: Allowance for uncollectibles	<u>25,000</u>	275,000
Marketable securities		
lower of cost or market (cost—\$45,000)	30,000	30,000(1)
Inventories		
Raw materials—LIFO	20,000	150,000(2)
Work in process—lower of cost or market—FIFO	10,000	15,000(2)
Finished goods—lower of cost or market—FIFO	80,000	95,000(2)
Prepaid expenses	<u>5,000</u>	<u>6,000(3)</u>
	\$ 920,000	\$1,071,000
Investments		
Land held for future use-cost	\$ 20,000	\$ 100,000(4)
C.S.U. of life insurance on officers	15,000	15,000
Investment in affiliated companies— cost plus equity in retained earnings since date of purchase	<u>35,000</u>	<u>70,000</u>
	63,000(1)	178,000
Plant and equipment		
Land	\$ 100,000	\$ 800,000(4)
Buildings	\$600,000	
Less accum. deprec.	<u>300,000</u>	300,000
Equipment	\$200,000	
Less accum. deprec.	<u>50,000</u>	<u>150,000</u>
	550,000	400,000(5)
		2,200,000
Intangibles		
Patents—cost	\$100,000	\$ 50,000
Less amortization	<u>50,000</u>	
Research and development cost	100,000	102,000
Goodwill, net of amortization	<u>200,000</u>	<u>202,000</u>
	350,000	350,000
Total assets	<u><u>\$1,890,000</u></u>	<u><u>\$3,799,000</u></u>
Equities		
Current liabilities		
Accounts payable	\$ 350,000	\$ 350,000
Wages payable	50,000	50,000
Federal income taxes payable	<u>20,000</u>	<u>20,000</u>
	\$ 420,000	\$ 420,000
Bonds payable	\$ 500,000	\$ 500,000
Deferred income tax liability	<u>40,000</u>	<u>40,000</u>
	540,000	540,000
Stockholders' equity		
Common stock	\$ 400,000	
Paid-in capital in excess of par	200,000	
Retained earnings	<u>330,000</u>	
Total stockholders' equity	930,000	2,839,000(6)
Total equities	<u><u>\$1,890,000</u></u>	<u><u>\$3,799,000</u></u>

(1) Based on quoted market values at the close of trading on December 31, 1972.

(2) These inventory values represent the current replacement costs of the inventories on hand.

(3) Based on current premium rates on the insurance policies in force.

(4) Based on an appraisal by XYZ Appraisal Company, these are the current values of the land owned by ABC Company at December 31, 1972. See appraisal opinion attached. The real estate tax assessment values are shown on a supplementary schedule.

(5) These values represent the insurance coverage on the buildings and equipment in force on December 31, 1972. The real estate tax assessment values and independent appraisal firm values are shown on supplementary schedules.

(6) The stockholders' equity based on current values is a result of taking the total assets less total liabilities. It takes into consideration the increase in value of the tangible assets due to inflation but does not assign any subjective value to the intangible assets beyond actual costs incurred.

### 現代の会計情報における原価計算の再検討の必要性

を及ぼさない。実務的観点から、現在価値は減価償却額（amortization）を控除した後の歴史的原価よりも高くならない。

以上のように、各資産項目の評価について「現在価値欄」に記載される現在価値としてフリードリッヒは市場価値、取替原価、鑑定価値、保険価値、査定価値などを用いることを提唱しているわけであるが、これらの現在価値を用いて作成したフリードリッヒの貸借対照表を前頁に示す。

上記の貸借対照表において、現在価値にもとづいた数値と歴史的原価との差額（1,909,000 ドル）は当然貸借対照表の貸方側にも影響するが、それは株主持分の合計額（total stockholders equity）たる930,000 ドルにその差額を加えることによって2,839,000（930,000+1,909,000）ドルという金額を株主持分の合計額として解決している。しかし、前述したようにインフレーション時の貸借対照表において借方項目の現在価値による評価に対し、貸方項目は単に株主持分を増加させることによって解決しただけでよいものかどうか疑問である。

ところで、フリードリッヒは資産の現在価値を決定する手段として、市場価値、取替原価、鑑定価値、査定価値を挙げており、各資産ごとにそれぞれ個別の評価手段を用いているが、これらの評価手段によってそれぞれどのような資産を評価するかについて、フリードリッヒの論文からまとめると次のようになる。

評価手段	資産の種類
市場価値	(1) 市場性ある有価証券 (2) 関連会社への投資
取替原価	(1) 原材料 (2) 仕掛品 (3) 製品
鑑定価値	(1) 未来において使用するために所有している土地 (2) 土地
査定価値	(1) 建物 (2) 設備

## 現代の会計情報における原価計算の再検討の必要性

ここで原価計算上問題になることは、取替原価で評価する仕掛品および製品の価値である。前節においてグプタが述べているように、インフレーション期には取替原価を基準として減価償却費計算を行うと、架空の利益が計上される。そこで現在価値をもとにした減価償却費によって適切な期間損益が算出されるという。それは適切な減価償却費を得るために取得原価ではなく現在価値によって計算するからである。そうであるならば、減価償却費ばかりでなく、インフレーション期には他の費用項目についても現在価値にて期間損益を算出すべきではなかろか。

期末仕掛け品および製品の貸借対照表価額を決定する方法として、期末時点において仕掛け品および製品を期末時現在額に評価し直すことも考えられるし、また製品原価の適正な数値を得るためにインプット時点から原価の計算をし直すことも考えられよう。前者については期末時点の仕掛け品および製品の製造原価を見積等の方法によって再評価を実施するのであるから原価の計算手続は不必要になってしまう。つまり、そこで考えられる仕掛け品および製品の製造原価の計算は、材料費、労務費および経費についてインプットされるすべての原価要素を期末時点の価値をもって決定した総額に期首仕掛け品の期末日評価額を加えた合計額から、同機に期末日の価値にて評価替した仕掛け品原価を控除することによって算出された製品の製造原価は、期末日の価値をもって評価した数値であるといえよう。この方法は一つの計算方法として考えられようが、このような計算方法が容認されるとしたなら、原価計算の存在意義は失われてしまうことになる。原価計算は元来製品のより適正にてより正確なる原価を算出するために考えられた計算構造であり、現在の産業社会においてもこのより正しい原価を算出するといった社会的要請は変わるものではない。すると、やはり仕掛け品および製品の製造原価は伝統的な原価計算の方法を用いることによって算出されたものでなくてはならない。そうでなくては原価計算の存在意義が無視されたことになるのではなかろか。

フリードリッヒは、インフレーション期の損益計算書として価格水準損益計算

## 現代の会計情報における原価計算の再検討の必要性

書または取替原価に修正した損益計算書を提案しているが、彼が主張する価格水準損益計算書または取替原価に修正した損益計算書においてはすべての費用収益に現在価値を適用するものではなく、「減価償却費および他の資産の消費額についてのみ現在価値を用いるだけである。このような損益計算書においては、いくつかの異なる物価水準において認識された費用収益の諸項目が総合されたものになってしまい、正確に期末日時点の現在価値に修正された損益計算書とはいい難いものとなる。

現在価値に修正する損益計算書および貸借対照表とをより完全なものにするためには、損益計算書および貸借対照表のすべての項目を現在価値に修正しなければならない。もちろん、仕掛品および製品の製造原価を算出するために現在価値を用いなければならない。つまり、原価計算の第一段階たる費目別計算において、まず材料費、労務費、経費のすべての項目についてそのインプット原価をすべて現在価値に修正しなければならない。つぎにこれら修正された原価要素を関連する諸原価部門および必要に応じて特定製造指図書に賦課、配賦しなければならない。このようにして算出された製造部門費を期末仕掛品および製品に配賦することになる。その場合、期首仕掛品原価も何らかの基準にもとづいて期末日現在価値に修正した数値を用いなければならないことになろう。インフレーション期の会計において考慮される項目を資産項目に限ることなく、負債項目、資本項目、そして減価償却費を除く他の費用項目と収益項目とともに検討を加えてほしいものである。さらに製品売上原価、期末仕掛品原価および製品原価のより正しい現在価値を表示するために、インフレーション期には原価計算にも再検討を加えなければならない。

## 4. 予測会計情報と原価計算の再検討

米国会計担当者協会（NAA）は1972年に米国証券取引委員会（SEC）に対し、「予測情報に関するSECへの声明 “Statement to the Securities and Exchange Commission Regarding Forecasts”」を提出し、NAAの態度を明確にした。NAA

## 現代の会計情報における原価計算の再検討の必要性

この公式声明は、かつて米国公認会計士協会（AICPA）の会計目的研究グループ（Accounting Objectives Study Group）に対して提出した立場を説明したものである。NAA の態度は「大部分の米国産業で未だ準備がなされていない過程において、（予測情報の開示を）要求する前に注意深い考慮（careful consideration）が要求されるといったような多くの実践的困難（many practical difficulties）が外部者の利益（the benefit of outsiders）のための予測に伴うものである」<sup>(25)</sup> としながらも、「読者を実質的に誤解に導く見込みが重大でないという経営者の選択（the option of management）で、彼らの（予測情報を開示するか否かの）裁量（discretionary）が用いられることを奨励する」<sup>(26)</sup> という方向で、一定の条件が満たされた場合に予測情報の公開を認めているようである。

しかしながら、「これらの各調査研究は、会社の執行部（company executives）が強制的な開示（mandatory disclosure）に対して圧倒的に反対していることを報告している」<sup>(27)</sup>。このことは NAA の公式声明にもあるように「多くの場合、予測情報（forecast）を要求することは難儀（hardships）を生み出すばかりでなく、必然的に精々価値を疑い、また事実上読者に対して誤解されるかもしれないことなどを求めることになる」<sup>(28)</sup> からである。予測会計情報の性格について、ブラウン氏は「予測情報は内部計画および管理の用具（an internal planning and control tool）としてのみ満たすものであって、通常上層経営者（a select level of management）に制限される。この用具はたびたび外部のいろいろな影響（various outside influences）に応じて変化するものである。」<sup>(29)</sup> と述べているように、企業の予測会計情報は各種の要因によって大きく変化しやすく、その主たる要因として「産業、国内あるいは世界における経済的変化（economic changes in the industry, country, or in the world）、税法の改正（changes in the tax laws）、競争による新製品や新工程の採用（introduction of new products or processes by competition）および競争による価格の変化（changes in pricing by the competition）」<sup>(30)</sup>などを挙げている。これらの諸要因は経営者の意思によって統制されることの不可能なものである。その統制不可能な諸要因を前提

## 現代の会計情報における原価計算の再検討の必要性

に算出した予測会計情報は、つねにそれらの諸要因の変化によって影響を受けているものであり、むしろ予測会計情報と実績数値との間に誤差が生じない場合の方が稀である。

経営者としては「変化しやすい内外の多くの諸要因 (many internal and external factors) があることを認識している」<sup>(31)</sup> が、しかしながら「ほとんどの投資家達は、これらの諸要因を気にしない (not sympathetic)」<sup>(32)</sup> ために両者の間に考え方の差が生ずる場合がほとんどである。したがって、予測会計情報を利用する者はこの点を良く理解していることが必要である。しかし、実際には「もし予測利益 (forecasted earnings) が実際よりも高い場合、株式を購入した者 (the buyers of stock) は会社を非難するであろう。もし予測利益が実際よりも低い場合、株式を売却した者 (the sellers of stock) は会社を非難するであろう。もし予測利益が正確 (accurate) であった場合、株式を売った人も買った人も、正確に診断した結果に対する自らの能力を彼ら自身で自慢するであろう」<sup>(33)</sup> ということは現状では容易に想像できるものであり、予測利益が実際利益を上まわったとしても下まわったとしてもいづれも非難され、まして予測利益と実際利益とが一致した場合には予測会計情報の利用者の判断能力に属するとするなら、予測会計情報を提供する企業の劣はいかなる実績に到達したとしても報いられるものではない。利害関係者に対して少しでも有益なる会計情報を提供しようとしている企業にとって、現状のままではあまりにも負担が大きすぎるようと思える。

さらに、最悪の事態を予想するならば、法的責任を問われることも覚悟しなければならないということである。たとえば、「計画した (projected) ものよりも大いに良かったり、あるいは悪かったりした財務的業績 (financial performance) は明らかに損害賠償の訴訟 (action for damages) のもとになるとみられる。…法的紛糾 (legal complication) の新しい源泉に対する可能性のあることを認識することは、経営者がなぜ計画財務諸表 (projected financial statements) の形式で予測情報を公表することについて、特に熱心でないのかという理由の一つである」<sup>(34)</sup> ということが容易に考えられる。予測会計情報の開示によって誤解

## 現代の会計情報における原価計算の再検討の必要性

が生ずるか否かという次のような調査における数値からもこのような事態が生じうる可能性のあることがうかがえる。

回答団体	誤解に対する百分率	
	誤解が生ずると思う	誤解が生じないと思う
公認財務分析者協会	47 %	31 %
財務担当役員協会	51 %	21 %
米国公認会計士協会	48 %	36 %

財務担当役員や経営者は、将来において予算や予測情報を公開する (release) ことに実質的に反対しているが、その原因と考えられるものとして、ブラウン氏は次のような理由を挙げている<sup>(35)</sup>。

- (1) 投資大衆 (the investing public) による誤解 (misinterpretation) の可能性と法的責任 (legal liabilities) の可能性があること。
- (2) 情報の公開 (the public release of information) は競争会社 (competition) にとって有利 (advantageous) になるだろうということ。
- (3) 予測情報の修正 (revision to forecasts) が必要になったとき、および予測情報が誤っていた時は必ず信頼性の関係が生ずるだろうということ。
- (4) 開示に伴なう費用 (the cost of complying with disclosure) は、それが修正のための要求に関する時に特に高価なものになるかもしれないということ。
- (5) 経営者は現在の予測情報 (current forecasts) を投資家へ伝達するための方法 (a means for informing investors) というよりもむしろ目標設定のための用具 (tools for establishing goals) として用いているということ。

このように、予測会計情報を公開することにはいくつかの反対理由が考えられる。NAA の見解によると、次のような場合にのみ予測会計情報を財務報告書に含めるべきであるとして、次の 3 つの条件を示している<sup>(36)</sup>。

- (1) 経営者が通常の可能性 (usual expectations) よりもより重要な (signifi-

## 現代の会計情報における原価計算の再検討の必要性

cantly) して優秀な洞察 (excellent foresight) を有しているとき。

- (2) 根底に横たわるすべての基礎的諸前提(all basic underlying assumptions) が列挙されているとき。  
(3) この種の情報 (information of this nature) が投資家の意思決定のために経営者によって特に重要であると思われるとき

(1)の場合に、何をもって「優秀なる洞察」と判断するのであろうか。この判断は非常に難しい問題である。前述したように、実際利益が予想利益を下まわった場合はもとより、上まわった場合にもその法的責任を問われるとするならば、この判断はさらに困難なものとなるであろう。(2)については、列挙すべき基礎的諸前提の範囲をどの程度のものに限定したらよいかということを判断しなければならないといったような問題に遭遇するであろう。この問題については、二つの面から考慮が払われるべきである。その第一の面は「あまりにも少ない言説 (saying too little) は予測情報を理解することを困難ならしめるかも知れない。しかしながら、すべてを詳細に開示すること (disclosing all of the details) は解釈に委ねることになるであろう。そして、平均的投資家 (the average investor) や株主は適切な結論に達する (arrive at a likely conclusion) ことに対して、彼の解説的努力 (interpretive endeavors) は十分に精巧なもの (sufficiently sophisticated) になっていない」<sup>(37)</sup> というように、各投資家グループにおいて判断の能力に個人差があり、したがって各投資家グループに共通に適切な判断のできるための予測情報の範囲はどの程度のものかといった問題もあり、その第二の面については「もし詳細な諸前提 (detailed assumptions) が開示されるならば、彼らに会社の計画や戦術への洞察 (insight) を伴った競争に備えてしまうであろう。かくして、競争会社は予告とより早い勝利の機会 (a preview and an earlier opportunity to counter) を得ることになる」<sup>(38)</sup> というように、開示のための予測情報の範囲を決定するに際しては、対競争会社との関係をも考慮してなされなければならないということになる。

したがって、予測情報の開示には、まだまだ解決されねばならない多くの問題

## 現代の会計情報における原価計算の再検討の必要性

が潜んでいる。予測情報も人間社会の推移のうちに要求されてきた問題であり、企業会計はいづれこの要求に応えるべく努力してゆかねばならない。NAA の公式声明は、この問題に対して「注意深い考慮 (careful consideration)」の必要性を説き、そのために次の 4 つの領域について今後研究されるべきであることを SEC に対して要請している<sup>(39)</sup>。

### (1) 機式 (Format)

我々は、収益、費用、現金の流れ (cash flow), 一株当たりの利益等について述べるべきであろうか。もし問題を最少限に止め、さらに価値ある情報を読者に提供したいと望むのなら、より一層の正確性 (greater precision) を試みようすることよりもむしろ“傾向 (trends)” や “範囲 (ranges)” について一層考えることの方が多分ベストであるだろう。

### (2) 諸前提の開示 (Disclosure of Assumptions)

すべての基礎的諸前提を完全に開示 (full and open disclosure) することは意味のある方法 (a meaningful manner) ということについて、当面の予測情報 (presenting forecasts) のために必要であることは明らかであろう。同様にさらに重要 (greater concern) なことは、予測情報の利用者が基礎的諸前提に関する情報を記憶するだろうかということである。そこから (諸前提の逸脱 (deviations therefrom)) は予測情報の修正のための必要性と大いに関係がある (signify) という認識の中に諸前提の重要性 (the importance of assumptions) が存在する。この過程において明らかに困難なことは、いくつかの例を挙げるが、それによって潜在的に損害が発生する (potentially damaging) だろう情報を競争企業に対して開示することになるという見込み (likelihood) である。たとえば、新製品の開発 (new product development), 市場および価格戦術 (marketing and pricing strategies), その他通常機密性 (confidentiality) を要求すると思われる資料などである。

### (3) 期間 (Time Period)

予測情報は、いかなる期間 (what time period) をカバーすべきであろう

## 現代の会計情報における原価計算の再検討の必要性

か。満足な正確性 (acceptable accuracy) に関してどのような基準 (what criteria) が適切であろうか。期間は、製品サイクル (product cycle) とどのような関係にあるか。もちろん、長期的な範囲 (the longer range) が予測情報に用いられると、誤差の可能性 (the potential for error) は大きく、結局誤差の要素 (the error factor) は大きくなるだろう。

### (4) 修正 (Revisions)

どれくらいの頻度 (frequency) でもって予測情報を修正し新しいものにすべきであろうか。また製品サイクルは修正の時間的調整 (timing) にどのように影響するだろうか。頻繁な変更 (frequent changes) は多く読者を混乱させるだろう。変化する情況 (changing circumstances) は予測情報の修正が実際の価値 (real value) を持つことを要求するであろう。

以上の考察において明確になったように、予測の困難さ、予測情報の開示に伴なう諸問題などまだまた解決しなければならないことが山積されている。つぎに原価計算における予測の問題について述べる。たとえば、A自動車会社の昭和50年6月期における売上高に含まれる売上製品原価のうちの材料費の売上高に対する割合は 70.17% である。A社の材料費が、たとえば予測よりも 2% 値上がりしてしまったと仮定したなら、昭和50年6月期の税引前当期純利益は売上高の 6.15% から 4.75% に減少していたのである。この減少率は税引前当期純利益の 22.8% にも相当するものである。また、材料費を 1%だけ無駄に使うかあるいは 1% の仕損を出したとしたならば、材料費の無駄は売上高の 0.7% にも相当し、税引前当期純利益を 11.4% も減少させることになる。

さらに、昭和50年11月期のB電器産業の売上高に含まれる売上製品原価のうちの売上高に対する材料費の割合は 22.5% である。B社の材料費が予測よりも 5% 値上がりしたなら B社の売上高税引前当期純利益率は 4.14% から 3.01% に減少していたのであり、これは売上高当期純利益率の 27.3% にも相当するほどの材料費の値上がりということができる。また、製造関係の労務費が仮りに従業員の怠慢等によって 1% の不能率が出たと仮定するなら、税引前当期純利益率は 4.14% から

## 現代の会計情報における原価計算の再検討の必要性

4.07%へ減少し、これは税引前当期純利益の1.7%の減少になる。

また、昭和51年3月期のC製鉄会社の売上高に含まれる製品原価のうちの売上高に対する材料費の割合は57.05%である。仮りにC社の材料が円高などによって予測よりも2%安く仕入れることができたとしたならば、税引前当期純利益は売上高の0.79%から1.93%になっていたわけである。この増加率は税引前当期純利益の144.3%にも相当する数値である。また仮りに従業員の不能率によって労務費が当初予定していたよりも2%上昇してしまったなら、税引前当期純利益は売上高の20.79%から0.54%へ減少していたはずであり、この減少率は税引前当期純利益の31.6%にも相当する数値となる。

以上のように、予測情報の開示においては、原価計算における材料費、労務費、経費等の僅かな微小な変化が、結果として当期純利益の額に大きな影響を及ぼすことになる。仮りに予測利益と実際利益との間に差異が生じたために訴訟問題にまで発展したとしたなら、企業はその原因を適正なる方法によって納得のゆく説明を行わなければならない。また、当期純利益の額は製品の生産量によっても影響を受けることを、直接原価計算などによって予測情報の利用者に知ってもらわなければならない。

### 注

- (1) 徐龍達稿「韓国固有簿記研究の曙光」会計100巻6号141頁
- (2) W.A. Paton "Essentials of Accounting" 1949, p. 1.
- (3) 黒沢清著「近代会計の理論」49頁
- (4) 番場嘉一郎稿「ディスクロージュアーノルムとその量的拡大」企業会計24巻10号
- (5) 中島省吾訳「AAA会計原則」120頁
- (6) W.G. Brown "Exploring Forecast Disclosure" Management Accounting, December 1974.
- (7) A.E. Carlson "A Case for Current-cost Reporting" Management Accounting, February 1973.
- (8) 注(7)の論文と同じ
- (9) 川口順一訳「財務諸表の目的」61頁
- (10) 川口順一訳 前掲書 61頁

## 現代の会計情報における原価計算の再検討の必要性

- (11) K.E. Freadrich "Inflation and Financial Reporting" Management Accounting, April 1974.
- (12) 注(11)の論文と同じ
- (13) 注(11)の論文と同じ
- (14) K.F. Skousen, R.A. Sharp and R.K. Tolman, "Corporate Disclosure of Budgetary Data," Journal of Accountancy, May 1972.
- (15) F.A. Beams "New Directions in Financial Reporting" Management Accounting, February 1974.
- (16) 川口順一訳 前掲書 p. 63.
- (17) Kamal Gupta "Contemporary Accounting" 1976, pp. 488~495.
- (18) rupee, インド, パキスタン, セイロンの貨幣単位で, 記号はR, またはRe を用いる。1962年7月現在で1ルピーは約75.6円であった。
- (19) 不破貞春著「会計理論の基礎」408頁
- (20) 不破貞春著 前掲書 408頁
- (21) 英国勅許会計士協会の会計基準専門委員会(A.S.S.C)は次のようなステートメントを公表している。

"Provisional Statement of Standard Accounting Practice No. 7" 1974.  
"Accounting for Inflation, A Working Guide to the Accounting Procedures, I & II." 1975.
- (22) the Sandilands Committeeは, 1974年に英国政府の大蔵大臣と商務大臣によって任命された審議機関のインフレーション会計委員会(Inflation Accounting Committee)の委員長サンディランズ氏の名をとったものである。
- (23) 佐藤孝一著「新会計学」201頁~202頁
- (24) 注(11)の論文と同じ
- (25) "NAA Testifies on Forecasts" Management Accounting, February 1973.
- (26) 注(25)の論文と同じ
- (27) 注(6)の論文と同じ
- (28) 注(25)の論文と同じ
- (29) 注(6)の論文と同じ
- (30) 注(6)の論文と同じ。なお, NAA の公式声明では次のように述べている。

「正確性の分布(the range of accuracy)は, 会社および産業(the company and its industry)をとりまく現在の経済事情はもちろんのこと, 個人の能力(individual competence), 企業および産業の特質 characteristics of the company, industry), 市場の型などに大いに依存し, 変化するものである。」

現代の会計情報における原価計算の再検討の必要性

- ・(31) 注(6)の論文に同じ
- ・(32) 注(6)の論文に同じ
- ・(33) R.J. Asebrook, D.R. Carmichael, "Reporting on Forecasts: A Survey of Attitudes" *Journal of Accountancy*, August 1973.
- ・(34) R.G. Brown "Ethical and Other Problems in Publishing Financial Forecasts" *Financial Analysts Journal*, March-April 1972.
- ・(35) 注(6)の論文に同じ
- ・(36) 注(25)の論文に同じ
- ・(37) 注(6)の論文に同じ
- ・(38) 注(6)の論文に同じ
- ・(39) 注(25)の論文に同じ